

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 関係団体等出資金（子会 移動平均法による原価法
 社株式含む）
 その他有価証券 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法（時価のないものは移動平均法による原価法）
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 商品 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法
 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法。（5年間で償却）
 リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (4) 引当金の計上基準
 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
 ポイント引当金 組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。
 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額による当期負担額を計上しています。
 退職給付引当金 職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。
- (5) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。
- (6) 貸借対照表、損益計算書、附属明細書の単位は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 会計方針の変更

- (1) 会計上の見積り変更と区分することが困難な会計方針の変更
 当生協は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、2013年3月21日より取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
 これにより、従来と比較して事業剰余金、経常剰余金、税引前当期剰余金がそれぞれ1,965千円増加しています。

3. 貸借対照表の注記

- (1) 担保に供している資産
- ①株式会社コープエナジーが、烏山信用金庫本店より借入をする際に、定期預金100,000千円を担保として提供しています。
 - ②社会福祉法人ふれあいコープが、足利銀行中央市場支店より借入をする際に、定期預金100,000千円を担保として提供しています。
 - ③一般社団法人コープ福祉とちぎが、足利銀行中央市場支店より借入をする際に、定期預金30,000千円を担保として提供しています。

(2) 保証債務等

- ①日本生活協同組合連合会（生活協同組合連合会コープネット事業連合への仕入債務）
日本生活協同組合連合会 1,829,579 千円
- ②J A 三井リース株式会社、（株式会社コープエナジーへのリース債務）
J A 三井リース株式会社 153,235 千円

(3) 事業連合に対する債権・債務

未収金	49,539 千円
立替金	11,942 千円
短期貸付金	32,000 千円
長期貸付金	76,000 千円
長期未収金	11,438 千円
買掛金	2,094,658 千円
未払金	153,309 千円

(4) 役員に対する金銭債権または債務

- ①理事に対する金銭債権または金銭債務
なし
- ②監事に対する金銭債権または金銭債務
なし

4. 損益計算書の注記

(1) 事業連合にかかわる取引高

仕入高	18,677,358 千円
分担費	476,592 千円
事業広報費	284,249 千円
委託料	136,546 千円
消耗品費	97,484 千円
その他	45,333 千円

(2) 特別損益

固定資産売却損の内容は、次のとおりです。

器具備品	146 千円
------	--------

固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

建物	1,357 千円
構築物	378 千円
器具備品	161 千円
原状回復工事	10,328 千円

(3) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
SM店 2店	店舗	土地・建物・その他	145,274
ミニコープ店 2店	店舗	建物・その他	6,617
合計			151,891

当生協は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位としてグルーピングしています。土地の時価が著しく下落した事業所または事業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業所について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

減損損失の内訳は以下のとおりです。

種類	事業所数	減損損失(千円)
建物	3	53,270
土地	2	32,455
その他	4	66,166
合計		151,891

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しており、正味売却価額については不動産鑑定評価額を基に固定資産税評価額の変動を加味して評価し、

その他固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しています。また、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.0%で割り引いて算定しています。

(4) 法人税等

法人税等には、法人税、住民税および事業税を計上しています。

(5) 教育事業等剰余金

当期首繰越剰余金には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金5,000千円が含まれています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

正規職員の退職の退職給付に備えるため、退職一時金制度、確定給付型企业年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務に関する事項 (2014年3月20日現在)

退職給付債務	△ 1,770,897千円
年金資産	1,104,023千円
未積立退職給付債務	△ 666,874千円
未認識数理計算上の差異	39,246千円
退職給付引当金	△ 627,627千円

(3) 退職給付費用に関する事項 (自2013年3月21日至2014年3月20日)

勤務費用	60,432千円
利息費用	17,817千円
期待運用収益	△ 10,827千円
数理計算上の差異の費用処理額	24,417千円
小計	91,840千円
日生協企業年金基金掛金	15,689千円
確定拠出年金掛金額	11,593千円
他生協等への出向者の退職分担金	△ 13,914千円
他生協等からの出向者の退職分担金	542千円
規定内転職支援	3,847千円
退職給付費用	109,597千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.0%
期待運用収益率	1.0%
数理計算上の差異の処理年数	5年(定率法)
過去勤務債務の額の処理年数	発生年度一括費用処理

(5) 日生協企業年金基金第1制度について

この他に、正規職員については厚生年金基金から移行した日生協企業年金基金第1制度に加入しています。当年度の日生協企業年金基金第1制度への掛金拠出額は15,689千円です。

なお、日生協企業年金基金第1制度の積立状況および当組合の掛金拠出割合は下記のとおりです。

① 制度全体の積立状況に関する事項

年金資産の額	35,099,647千円 (2014年3月20日)
年金財政計算上の給付債務の額	29,059,349千円 (2013年3月末日)
差引額	6,040,298千円

② 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 0.68% (2014年3月現在)

③ 補足説明

給付債務の額は2013年3月末日時点、年金時価資産額は2014年3月20日時点に表示しているため1年のずれがあります。この差引額は、6,040百万円となっています。

2013年3月末日時点の繰越剰余金は、4,002百万円で過去勤務債務残高はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）	
ポイント引当金	31,502 千円
賞与引当金	24,947 千円
その他	<u>5,680 千円</u>
合計	62,130 千円
繰延税金資産（固定資産）	
退職給付引当金	179,305 千円
減損損失	120,572 千円
資産除去債務	45,257 千円
有価証券評価損	18,139 千円
その他	<u>6,006 千円</u>
小計	369,280 千円
評価性引当額	<u>△ 220,208 千円</u>
合計	149,072 千円
繰延税金負債（固定負債）	
建物（資産除去債務相当）	<u>8,824 千円</u>
合計	<u>8,824 千円</u>
繰延税金資産（固定資産）の純額	140,248 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときのその差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.40%
（調整）	
評価性引当額	43.96%
住民税均等割	29.54%
減損損失	17.52%
税率変更差額	4.31%
受取配当金	△ 2.30%
その他	<u>0.17%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	122.60%

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（2014年法律第10号）が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する事業年度より復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、2015年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の29.40%から27.61%となります。これにより、繰延税金資産が2,708千円減少し、法人税等調整額が同額増加します。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リースにより使用する固定資産に関する注記

2009年3月20日以前に契約を行った所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

その内容は以下のとおりです。なお、再リース料は含めていません。

(2) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位:千円)

資産の種類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	6,328	5,786	542
合計	6,328	5,786	542

(3) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	542千円
合計	542千円

(4) 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	6,400千円
減価償却費相当額	6,400千円

(5) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要な資金は、主に事業活動によるキャッシュ・フローおよび組合員出資金で調達しています。資金運用については一時的な余裕資金を安全性の高い金融資産（定期預金）で運用しています。なお、投機的な取引は、生協法施行規則第198条に基づき行っていません。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

供給未収金に係る組合員の信用リスクは、組合員ごとの未収金管理を行い、リスクの低減を図っています。

関係団体等出資金については、定期的に発行団体の財務状況を把握しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額があるものは次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難なものは表示していません。

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預金	6,750,764	6,750,764	—
供給未収金	1,724,630	1,724,630	—
買掛金	2,198,863	2,198,863	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金預金・供給未収金・買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 関係団体等出資金（帳簿価額 1,224,070千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価による表示を行っていません。

(注3) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

科目	1年以内	1年超5年以内	5年超	計
現金預金	6,750,764	—	—	6,750,764
供給未収金	1,724,630	—	—	1,724,630

9. 賃貸等不動産に関する注記

当期末における賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用対象物件の重要性が乏しいため、注記を省略しています。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

店舗やコープデリ宅配センター等の施設の一部は、不動産賃貸借契約および事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸借期間終了における原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該固定資産の経済的耐用年数とし、割引率は2.0%（20年以上30年未満）と2.5%（30年以上）を採用しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高は、次のとおりであります。

期首残高	160,013 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－ 千円
時の経過による調整額	3,902 千円
資産除去債務の履行による減少額	－ 千円
期末残高	163,916 千円

(4) 資産除去債務の明細表

当事業年度における資産除去債務の金額が、当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の5以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しています。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 事業連合

該当する取引はありません。

(2) 事業連合の子会社および会員生協

該当する取引はありません。

(3) 子会社等

該当する取引はありません。

(4) 役員およびその近親者

該当する取引はありません。